

平成14年 4月 8日 制定（国空機第1271 号）

平成23年 6月30日 一部改正（国空機第282 号）

平成30年 4月24日 一部改正（国空機第61 号）

サーキュラー

国土交通省航空局安全部航空機安全課長

件名:発動機等の限界使用時間及び整備方式の設定及び管理について

1. 目的

航空機に装備する発動機、プロペラその他航空法施行規則第31条第1項に定める装備品（以下「発動機等」という。）についての限界使用時間については、各使用者が自らの発動機等について適切な管理を行うことを前提として、告示で指定する範囲内で自ら設定することができる。また、オーバーホール以外の方法での整備については、国土交通大臣の指定を受けることができ、また、本邦航空運送事業者（以下「事業者」という。）にあっては、整備規程に定めることによってその整備方式を設定することができる。

本サーキュラーは、そのための発動機等の管理方法、限界使用時間及び整備方式の設定の指針等を定めるものである。

（注）本サーキュラーは、本邦航空運送事業者を対象にしているが、航空機使用事業の用に供する航空機及び自家用に供する航空機に装備する発動機等の限界使用時間の管理にも準用することができる。

2. 限界使用時間等の設定について

2-1. 事業者は、当該事業の用に供する発動機等についての限界使用時間及び整備方式を、整備規程に設定しなければならない。設定する方法としては、以下の3つがある。

(1) 「発動機等の限界使用時間を指定する告示」で指定する限界使用時間（以下「告示時間」という。）の範囲内で時間を設定する。

4-3～4-4に掲げる場合を除き、限界使用時間は告示時間と同一としてもよい。また、告示時間が未設定の場合は、当該発動機等の設計者の勧告する時間に準拠して暫定的に限界使用時間を設定するものとする。

(2) 航空法施行規則第31条第2項ただし書の規定に基づき国土交通大臣が指定する整備方式を設定する。

整備方式の指定を受ける方法については、サーキュラーNo.3-005 に収録されている、発動機等整備方式指定要領（以下「指定要領」という。）を参照すること。

(3)上記以外の整備方式を設定する。

整備方式を整備規程に設定する方法については、サーキュラーNo.4-004 に収録されている、整備規程審査要領実施細則（以下「実施細則」という。）を参照すること。整備規程又は附属書の認可又は承認が行われなければ、当該整備方式に移行することはできない。

3. 発動機等の使用状況の管理について

3-1 管理

事業者は、発動機等について、本指針に掲げられた事項に留意して自社に適した管理方法を整備規程に定め、整備規程に定められた方法に従って適切に整備を行い、その使用状態を的確に把握し、これを管理すること。

3-2 事業者は、発動機等について発行されたサービス・ブレットイン等を適切に管理し、これらの採否について検討を行うこと。

3-3 不具合に対する措置

(1) 事業者は、運航中に発生した（早期取り卸しを含む。）又は整備中に発見した発動機等の耐空性上重要な不具合については、速やかにその内容を当該発動機等の設計者（必要に応じオーバーホール会社）に通知しその原因について検討を依頼する等の措置をとる他、その原因が自社の運航又は整備上の特有の事由によるものと判明したものについては、所要の改善策を講じること。

(2) 運航中に発生した又は整備中に発見した発動機等の耐空性上重要とは考えられない不具合についても、必要に応じ、（1）に準じて所要の措置を講ずること。

3-4 管理状況の報告

(1) 2-1(2)により発動機の整備方式を整備規程に設定している発動機等
指定要領第5条に従って管理状況の報告を実施すること。

(2) 2-1(3)により整備方式を整備規程に設定している発動機等
整備規程に従って管理状況の報告を実施すること。

(3) 上記以外の発動機等

3-3(1)の耐空性上重要な不具合が発生し又はこれを発見した場合は、速やかに、その他の場合については、適切な時期に航空機安全課長又は管轄する地方航空局先任整備審査官に報告すること。この報告を行った場合でも、サーキュラーNo.6-001による航空局への報告は別途要するが、サーキュラーNo.6-002による航空局への報告は省略してよい。

4. 限界使用時間等の変更について

4-1 事業者は、当該発動機等の告示時間が延長された場合は、2の規定に基づき限界使用時間の延長を行うことができる。

4-2 事業者は、2-1(3)により整備規程に設定した整備方式について、安全性を低下させない範囲で、変更を申請することができる。

4-3 事業者は、以下の場合には、当該指示に従わなければならない。

(1) 告示時間が短縮された場合。

(2) 耐空性改善通報により、発動機等の限界使用時間の短縮又は整備方式の変更が指示された場合。

(3) 設計国政府、設計者等から限界使用時間の短縮又は整備方式の変更が勧告された場合。

4-4 事業者は、発生又は発見した発動機等の不具合について是正措置をとった後、品質を確保する必要があると認める場合は、限界使用時間を適切な値に短縮して使用すること。

4-5 事業者は、薬剤散布に使用したことの ある発動機等を使用する場合、時間当たりの使用サイクルが著しく大きい運航形態で使用する場合等にあつては、自社の運航環境、従来の経験その他を考慮の上、必要に応じて限界使用時間を短縮して使用すること。

4-6 限界使用時間を変更した場合は、整備規程の変更を行うこと。

5. 関連サーキュラー

5-1 No.3-005 発動機等整備方式指定要領

5-2 No.3-006 モジュール構造をもつ小型タービン発動機の整備及び管理方式について

5-3 No.4-004 「整備規程審査要領」及び「整備規程審査実施要領細則」

5-4 No.4-012 航空局と本邦航空運送事業者との間の定例会議について

5-5 No.6-001 航空機に係る不具合の報告・通報について

5-6 No.6-002 航空機故障報告制度について

5-7 TCL-41 系列 航空機の使用時間について

附則

1. 本サーキュラーは、平成14年4月8日から適用する。

2. 本サーキュラーの発行をもって、サーキュラーTCL-145-90「発動機等の限界使用時間の管理について」を廃止する。

附則（平成23年6月30日）

1. 本サーキュラーは、平成23年7月1日から適用する。

附則（平成 30 年 4 月 24 日）

1. 本サーキュラーは、平成30年4月25日から適用する。

本サーキュラーに関する質問・意見等については下記に問い合わせること。

国土交通省 航空局安全部航空機安全課 発動機係

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3

電話番号 03-5253-8735

FAX 03-5253-1661